

第3回和歌山市子ども・子育て会議 議事要旨

日 時：平成26年2月20日（木）13：30～15：30

場 所：和歌山市役所14階大会議室

出席者：委員17名

担当課等

福祉局長 こども未来部長

子育て支援課 こども家庭課 保育課 こども総合支援センター 地域保健課

教育政策課 学校教育課 教職員課 青少年課

1 開会

福祉局長：本日はお忙しい中、第3回和歌山市子ども・子育て会議にご出席いただきありがとうございます。本日は、先日実施しましたニーズ調査の結果速報と新条例の基準についての議題となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

2 議題

(1) ニーズ調査の結果報告（速報）

事務局：＜ニーズ調査の結果報告について説明＞

＜幼稚園保護者就労状況等の調査の結果報告について説明＞

会 長：ご質問ありませんか。

委 員：前回の調査はいつ実施したのですか。

事務局：平成21年度に実施しています。

委 員：P.104 学校へ行きたくなくなったきっかけという問5-3で「その他」の内容は、記入してもらっていて、その内容について把握はしているのですか。

事務局：この報告書は速報ですので、「その他」の回答数のみの報告ですが、今後自由記載の内容については整理していくこととします。

委 員：P.89 いじめの項目に関して、結果としての数字は信用していません。学校の先生が把握していない場合もありますし、いじめがあっても「ない」と記載する可能性もあります。体育館で見えないところでの暴力未遂等、身近で聞く事例があります。人の命は取り返せない、尊いものだと教えていくことが大切だと感じます。子育ての問題、虐待の

問題がニュースに出ますが、子育て支援でしつけ教室を開く等も必要ではないかと思えます。小さな頃から、人の命の大切さを保育園、幼稚園、小学校と幼少の頃から支援の一環として取り組んでいかなければならないのではないかと思います。

会 長：その通りだと思います。

委 員：いじめの問題では、本人と先生の感じ方にも相違があり、周りの認識も「いじめ」は幅を広く持つものであるので、対策をたてる際には、広い視野が必要だと感じます。

会 長：いじめに関する教育は学校も力を入れています。問われると、認識として出てきますが、結果の数字としては少ないかもしれません。毎日のように出てくるので、問題はまだまだあると感じます。

委 員：いじめについての質問で「いじめがある」という調査結果については、学校に情報を提供しているのでしょうか。

事務局：学校との情報共有はしています。学校でのアンケート配布・回収の方法をとっていますので、学校自身で把握しており、その都度対応をしてもらっています。

委 員：現在預かっている事案で、学校では耐え、自宅に帰ると過呼吸になり、救急車で何度も運ばれるといった体が悲鳴を上げているケースがあります。先生の目の届かないところでの現代のいじめの陰湿さ、過激さに人間の尊厳に対する指導が切に必要だと思われまます。事業をしていく上でその観点での解決策も考えていただきたい。当事者はいたたまれない気持ちを抱えています。命を落とす深刻な問題であると再度訴えたいと思えます。

会 長：心にしっかりと止めてニーズ調査以外のところでの意見を把握したいと考えています。アンケートの中で核家族化してきている背景が見えてきています。三世帯が和歌山では6%、核家族が39.1%となっており、これは平成22年の結果であるので、子どもを見てくれる人がいないという核家族化が現在も進行していると思われまます。クロス集計等で現状をさらに詳しく伝えてほしいと思えます。

委 員：P.50の学童保育のところ、小学生の18時台までの希望が多いですが、19時台でも利用希望があるという少数の意見も見ていかななくてはいけないと思えます。資料の見方として、多数のニーズばかり見るのではなく、少数の意見を見逃さないようにしたいと思えます。

会 長：細やかなニーズにも答えていきたいと考えています。

委員：P.29、30、31の学童保育の存在を知っているかという設問に対し、自分が利用しているという自覚がないのではないのでしょうか。または調査を受けた子どもは、自宅で過ごしている子が多いのでしょうか。フルタイムで働いていないが、就業証明で誤った利用をしている人がいる等も考えられますが。

事務局：認知度というのは全小学校区に配置されたということで上がったのではないかと考えています。本当に足りているのかどうかといった信憑性は、数字で想像し判断できると思われま

委員：地域によって学童保育を利用できる定員、学年による決まりに差があります。利用しなくてもできないという可能性も出てきます。学童に入りたいけれども入れないため、就労できないという場合もあります。

会長：速報は本日です。クロス集計や記述を整理した、確定版が作成される予定となっていますので、こちらをまたご確認いただきたいと思

(2) 子ども・子育て支援新制度施行に係る条例等の基準について

事務局：＜①～③について説明＞

- ①「和歌山市小学校就学前こどもの保育の必要性等の認定及び保育等の実施に関する条例」
- ②「和歌山市幼保連携型認定こども園の認可の要件に関する条例」
- ③「和歌山市地域型保育事業の認可の要件に関する条例」

事務局：①について、新制度では、就学前こどもの保護者が市町村に対し教育保育給付の資格を有すること及びこどもの区分（長時間保育、短時間保育等）について、保護者が市町村に認定申請を行う際、市が認定する基準となる条例を定めるものです。

②と③について、それぞれの設備及び運営基準の他、和歌山市独自基準として、「人権擁護」「災害対策」「安全管理対策」「食育推進」に関する基準を盛り込むこととしたいと考え

次のページ以降、各条例について、国において検討されている基準と和歌山市で作成する基準を対比しています。今回は国と和歌山市で異なる基準の説明とします。

①について、今までは「児童の保護者のいずれもが児童を保育できない、かつ同居親族等が保育することができないと認められる場合」でありましたが、今後は保護者本人の事由により判断されることとなりました。認定に係る事由として、新たに追加されることになるなど、和歌山市も国の基準を準用していく予定です。その中で、保育必要量の判断基準として、保育短時間認定を受けるための就労下限時間については、1か月あたり48時間以上の就労時間を求めることとします。

②について、国において次の3つの方針に従い検討されています。「幼稚園と保育所の基準内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ」「幼稚園と保育所いずれかのみに適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。」「認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考とし、基準として追加すべき内容を整理」

このように、最善の良質な幼児教育・保育が提供できるよう基準が設けられており、和歌山市においても、従うべき基準、参酌すべき基準それぞれ国の基準を準用するものとしします。

今回新たに設けられた基準は、職員の資格として、3歳から5歳児の教育時間に該当する職員は、専任の保育教諭でなければならないこと、園長資格として、原則教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職または、児童福祉事業の経験がある者もしくは同等の資質を有する者は、設置者が認めた場合可となります。

P.4新たに、幼保連携型認定こども園を設置する場合は、建物及び付属設備は同一敷地内または隣接での設置となります。P.5園庭については、これまでは代替地利用も施設基準として認められていましたが、利用は妨げないものの、代替地を必要面積に算入することができなくなっています。

③について、地域型保育事業は0～2歳児の3号認定を受け入れる定員19名以下の施設事業となります。当事業についても、国の基準を準用します。

国の基準要件と違う部分については、資格要件の部分で、家庭的保育について、和歌山市では保育士に限定します。小規模保育については、国ではA～C型を設け、それぞれに職員資格の基準を設けていますが、本市ではどの類型においても保育士資格を求めるものとしします。

事務局：複雑で細かな内容が多いのですが、国の基準に準ずる検討が必要です。別紙にて条例の意見書を配布しておりますので、3月14日頃までに返信をお願いいたします。また同時にパブリックコメントを出したいと考えています。その後、各部会において条例案を検討し、市民からの意見を踏まえて、次回報告予定とします。

会長：どうぞ、ご協力のほどお願いします。この場で確認したいことは何かありますか。

委員：新しく設置される基準に関する案だと思いますが、過去のを踏まえたものなのか、現在の基準からどのような変化があるのか教えていただきたいのですが。

事務局：基準はほとんど変わっていません。保育園等それぞれの基準があり、それぞれ基準の高い方を、認定こども園の基準に持ってきています。今回、幼保連携型認定こども園は、和歌山市が認定していくものになっておりまして、基準を定めていくこととなります。また、幼稚園型、保育所型は県が認定するものとなります。

事務局：＜「放課後児童クラブ（学童保育）に関する条例」の説明＞

事務局：平成 24 年 8 月に児童福祉法の改正に伴い条例で基準を定める必要が出てきています。従事する者・員数は、「従うべき基準」となるため、国の基準に準じて実施します。児童の遊びを指導する人を有資格者とするを基本としています。市の現状としましては、児童福祉事業に 2 年以上従事する者が認められれば、9 割以上の人がある資格者に該当することになりますので、問題なく進められます。人員配置も現在の基準で合致しています。

参酌すべき基準についても、国の基準に準じて行っていきます。③～⑥も基本的に国の基準に準じます。施設・整備においても、国の基準を基本としますが、静養スペースについて、国は「適当である」としているところを、和歌山市では「望ましい」と表現を緩和しています。

和歌山市の独自基準として、人権擁護、災害対策、安全管理対策について、幼児教育・保育関連の条例でも独自基準としており、放課後児童クラブの条例でも付加していきたいと考えています。

会 長：それでは、幼児教育・保育の条例も合わせて、ご質問等ありませんか。

委 員：国の基準と違う和歌山市独自の基準を付加する理由を聞かせて欲しいと思います。国の基準が全て良いというものではないと思いますが、例えば P. 7 の地域型保育事業の資格要件のところでは、和歌山市は保育士という資格を求めており厳しくなっているようですが、その辺はどうして、そのように検討されているのか教えてほしいと思います。

保育課：和歌山市では「保育」ということで認可した保育所は保育士によっての保育が行われてきた経緯があるため、これからも地域型保育事業者にも給付することになりますので、公費を出す限りは「保育」という部分で保育士が望ましいと考えています。また、C 型について、今まで和歌山市では存在していませんが、今回、制度としては条例設置はしておき、実際にはニーズ調査の結果次第で、認可設置についても検討が必要だと考えています。

会 長：質の向上を考えると、保育士資格である方が望ましいとは感じます。

委 員：今までは保育士で対応していたものを、国が B, C 型を設けることによって、国の基準が出てきたということでしょうか。

事務局：今回、子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業が創設されました。A 型は今までの保育所の分園に近いもの、B 型は認可外保育施設にあたるもので、新制度では施設型給付を受けることができるため、認可が必要となったところです。B 型とは 6 人から 19 人の今でいう無認可保育施設のことです。都会では待機児童が出ている状況で、認証保育所や認可外保育施設、また無認可保育施設など多々あり、子どもにとって悪い環境である施設については、基準をつくらうとしているのが B 型です。家庭的保育、例えば、家庭で 3 人までを 1 人で保育するものを C 型とし、B、C 型は初めて和歌山市が

認可しようとしているものです。認可すれば施設型給付の対象となり、公費が充てられるので、和歌山市としては他の今までの認可保育所等と同じように保育士を要件としたいというところです。

委員：保育士の資格を持った人が優れているのはわかりますが、公費が出る場合、保育士と資格のない人の給与の金額が違うと思います。A、B、C型全て和歌山市は保育士で認可として、給付の段階でB、C型の単価もA型と同じ給付ができるのかというところが問題だと思います。資格は保育士を求めておいて、国からの給付が低いからといって、和歌山市の方で予算もつかず、給与がついていかないのであれば、体制が整わないのではないのでしょうか。和歌山市では専門職の保育士を要件とするというのはとてもいいことだと思いますが、B、C型の職員にも保育士の給与を支払えるよう財政措置などの裏付けが必要ではないのでしょうか。

保育課：国の方から費用負担について明確なものが出ていないので具体的な検討ができていません。保育士ではない方にも上乘せしての財政等、明確には答えられず申し訳ないところです。

委員：公定価格が出るのは5月だということなので、答えられないのは仕方ないと思います。例えば、今の段階では、和歌山市ではB、C型を実施しないと、A型のみのもので保育士での保育のみを認める方法等検討するなど、議論を分けるべきではないでしょうか。このまま条例化してしまい、認可申請があって認可後、保育士の給与は払えないというような言い訳はできないと思います。公定価格が出ていない今、この議論は難しいと感じます。国の「従うべき基準」をわざわざ上乘せするならば、地方で財政的裏付けがなければならぬのではないかと思います。

保育課：財政面での検討は必要だと思います。和歌山市の「保育」は今までは保育士で行ってきているので、今後もそのようにしていきたいという思いで、保育士と要件を付けましたが、確かに財政的に保証はないのが現実であって、また需要と供給の関係から和歌山市にB、C型が必要なかどうかということも検討が必要でしょう。最終、国の基準として条例だけは定めておくというような方法にするなど検討が必要かと考えます。次回までもう少し検討させていただきたいと思います。

会長：平成29年末までの待機児童ゼロを目指しています。施設の調整もやっつけていかなければなりません。今、予想が立たないところです。

事務局：国基準という形で決めたあと、パブリックコメントでの市民・保育関係者・当会議参加者の意見を参考にし、4月に公定価格が出たところで会議にかけ、条例としていく機会を持ちたいところです。

委員：事務局等の説明の仕方がおかしいのではないですか。法律も条例も詳しくない私たちに対し、時間に限りがあるとして、読み上げるだけで、肝心な国と違う和歌山市独自の説明が理解しにくいと思います。その条例が市の認可基準になるのならば責任重大だと思います。説明の仕方をもっと工夫していただきたいと感じます。

委員：最初から聞いていて同じく違和感を持っていました。和歌山市としての案がこの会議で通るとは思いますが、委員として協力したいのですが、納得しがたい場合があります。今後、納得のいくかたちでの説明を求めたいと思います。

会長：3月14日までに、そのような一人ひとりのご意見をいただきたいと思います。

委員：「従うべき事項」は強制的なものであると理解していますが確認していただきたい。「審議すべき事項」に対する説明を十分にいただきたい。条例制定に伴う要の部分だと思います。

会長：P. 2の保育所への優先入所のところですが、保育士が不足しているため保育士自身の子どもの入所を優先事項にすることが発表されましたが、ここには入っていないようですが。

保育課：その情報は確認していますが、国の資料には載ってきていない部分です。3月中には国が省令として発表される予定であるため、その際に確認して、和歌山市としては十分考えたいと思います。

事務局：＜「和歌山市子ども・子育て会議条例の一部改正」について説明＞

事務局：認定こども園法の第25条に幼保連携こども園の認可や認可の取り消し等について、市が勝手に判断するのではなく、審議会等で調査審議の上で決定していく必要があるとなっています。所掌事務が増えることとなるのですが、その審議会としてこちらの和歌山市子ども・子育て会議を位置づけさせていただきたいと考えています。ここで承認いただければ、条例の一部改正案として議会に上程していきたいと考えています。

会長：今の件について、承認いただけるでしょうか。

＜承認＞

会長：無事、本日の議題は終了することができました。委員の皆様には長時間にわたり、ご意見等ありがとうございました。

3 閉会

こども未来部長:本日は長時間にわたり、貴重なご意見ご提言賜りありがとうございました。
これから 27 年度の開始に向けタイトなスケジュールでの会議の開催になる
と思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。